

子どもの発達支援を考えるS Tの会 休会及び復会に係わる細則

第1条 休会について

子どもS Tの会の正会員は、年会費の未納がない場合、個人の事情により休会をすることができる。個人の事情については内容を問わないものとする。

子どもS Tの会の運営委員会は、会費自動引き落としの手続きを行っていない会員を休会にすることができる。

第2条 休会に係わる手続き

休会を希望する正会員は、~~事務所にメール、もしくはFAXにてその旨を届ける。~~

~~その際の様式は問わない。~~ 指定の休会届に必要な事項を記入し、定められたメールアドレスへ送信する。

~~届け出を受け取った事務所担当者は、子どもS Tの会の会員管理及びグループウェア(以下Gw)担当に報告をする。~~

子どもS Tの会の運営委員会の決定で会員を休会にする場合は、電子メール、もしくは郵送物等でその旨を伝える。

第3条 休会の期間

休会の期間は届け出、~~または運営委員会からの連絡があった~~翌年度から2年間を期限とする。

但し、延長希望を申し出た場合は、さらに2年間を上限として期限延長を認める。

第4条 休会期間中の会員グループウェア(以下Gw)および郵送物について

休会中の正会員は、~~会員Gwからのメールの停止をする。~~へのログインを停止する。

会報を含む郵送物の発送も行わない。

全国研修会の参加費は非会員として扱う。書籍販売等、その他の会員優待も受けられない。

第5条 休会中の会費等の取扱

休会期間中の年会費は徴収しない。

第6条 復会について

休会中の正会員は、~~事務所にメール、もしくはFAXにて~~定められたメールアドレス宛に復会会の希望を届け、当該年度の年会費、~~未納がある場合は未納分も含めた金額を~~納めることで正会員として復会できる。

~~事務所は、入金確認後子どもS Tの会の会員管理及びGw担当に報告をする。~~

復会時には入会金を徴収しない。

但し、2021年3月31日までに休会した者は、復会時期が当該年度の10月1日以降の場合は、半期分の会費を納めるものとする。

第7条 休会の取消について

休会后、延長の届け出なく2年以上経過した場合は休会を取り消し、自然退会とする。

また、延長の届け出をした場合でも、2年以内に復会の届けがない場合は自然退会とする。

附 則

この細則は、2018年10月1日から施行する。

2021年2月14日 一部改定（下線部分）

2021年4月 1日 一部改訂（太字部分）

2021年10月1日 一部改訂（赤字部分）一部修正（取消線部分）

2022年11月16日一部改訂（青字部分）一部修正（取消線部分）